

教 高 第 3049 号
平成11年10月19日

各 教 育 局 長
各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について（通達）

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成4年2月21日教育委員会決定）の一部が別記のとおり改正され、平成12年4月1日から実施されますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

なお、この一部改正に伴い、平成4年2月27日付け教学教第3020号「北海道立高等学校教育課程編成基準の全部改正について」当職通達の一部を次のとおり改正します。

記

記の2を次のように改める。

2 新基準の4に定める届出については、別記様式1から別記様式5までにより、履修を始める前年度の3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。

ただし、新基準別記3により、学校設定科目を設置する場合及び新基準別記4により、学校設定教科及び当該教科に関する科目を設置する場合は、届出の必要はないこと。

記の3を削る。

別記様式1から別記様式2の2までを次のように改める。

別記様式1 (日本工業規格A列4番縦型)

「学校設定科目」設置届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 高等学校
校長名 印

平成 年度以降の教育課程について、学校設定科目を次のとおり設置しますので、お届けします。

記

教科名	
科目名	
科目の目標	
科目の内容	
単位数	
課程・学年	
備考	

別記様式2の1 (日本工業規格A列4番縦型)

「学校設定教科」設置届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 高等学校
校長名 印

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科を次のとおり設置しますので、お届けします。

記

教科名	
教科の目標	
教科を新たに設置する理由	
当該教科に関する科目名	
備考	

別記様式2の2（日本工業規格A列4番縦型）

「学校設定教科に関する科目」設置届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 高等学校
校長名 印

平成 年度以降の教育課程について、学校設定教科に関する科目を次のとおり設置しますので、お届けします。

記

教科名	
科目名	
科目の目標	
科目の内容	
単位数	
課程・学科学年	
備考	

別記

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

(平成11年9月10日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準（平成4年2月21日教育委員会決定）の一部を次のように改正する。

「高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「学習指導要領」という。）」を「高等学校学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「学習指導要領」という。）及び高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領の特例（平成11年文部省告示第130号。以下「学習指導要領の特例」という。）」に改める。

2から5までを次のように改める。

- 2 学習指導要領の特例の1の一の(2)のアに規定する学校設定科目（以下「学校設定科目」という。）の名称、目標、内容、単位数等の標準例は、別記3のとおりとする。
- 3 学習指導要領の特例の1の一の(2)のイに規定する学校設定教科及び当該教科に関する科目（以下「学校設定教科及び当該教科に関する科目」という。）の名称、目標、内容、単位数等の標準例は、別記4のとおりとする。
- 4 校長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、教育長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 学校設定科目を設定する場合
 - (2) 学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合
 - (3) 学習指導要領第1章第3款の1ただし書の規定により、必修教科・科目の単位数の一部を減じる場合
 - (4) 学習指導要領第1章第3款の3の(2)の規定により、専門教育に関する教科・科目の履修をもって必修教科・科目の履修に替える場合
 - (5) 学習指導要領附則第2項に規定する教科・科目の履修をもって「生活一般」の履修に替える場合
- 5 その他

この基準は、平成12年度の教育課程の編成から適用する。

別記3中「その他の科目」を「学校設定科目の標準例」に改める。

別記4中「その他特に必要な教科及び当該教科に関する科目」を「学校設定教科及び当該教科に関する科目の標準例」に、「(2) 当該教科に関する科目」を「(2) 当該教科に関する科目の標準例」に改める。

別記5を削る。

学校設定科目の標準例

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
国語	百人一首の世界	和歌の歴史を踏まえつつ、主に百人一首を鑑賞、朗読及び暗唱することや、百人一首かるた作り、かるた取りなどを行うことによって、古典に親しみ人生を豊かにする態度を育てる。	(1) 日本の和歌の歴史 (2) 百人一首の鑑賞と暗唱 (3) 百人一首のかるた作りとかるた取り	1～2
	評論研究	近代以降の優れた評論を読解し鑑賞する能力を高めるとともに、ものの見方、考え方を深め、人生を豊かにする態度を育てる。	(1) 論理的な文章について、主要な論点と従属的な論点との関係を考え、論理の展開や要旨を的確にとらえること。 (2) いろいろな評論に触れることによって、人間、社会、自然などについて自分の考えを深めたり発展させたりすること。	2～4
	小説研究	近代以降の優れた小説を読解し鑑賞する能力を高めるとともに、ものの見方、感じ方を深め、進んで読書することによって人生を豊かにする態度を育てる。	(1) 主題、構成、叙述などを確かめ、人物、情景、心情などを的確にとらえること。 (2) 文体、修辞などと内容との関係を考え、表現上の特色をとらえること。	1～2
	創作国語	作品を鑑賞すると同時に、生徒の主体的な自己表現を重視し、物事に対する感動や自己の感情を言葉によって適切かつ豊かに表現する能力と態度を育てる。	(1) 俳句、短歌及び詩の創作 (2) 文学作品の形象化 (3) 辞書、広告及び物語の創作	1～2
地理歴史	地域研究	地域の調査、観察、研究活動を通じて、地域に対する総合的な理解を深めるとともに、地理的な見方や考え方及び歴史的思考力を培い、地理的環境や歴史的事象を考察する能力と態度を育てる。	(1) 地域の自然環境 (2) 地域の地理 (3) 地域の歴史 (4) 地域の資源・エネルギー (5) 地域の産業 (6) 地域の文化 (7) 地域巡検・野外調査 (8) 課題研究	1～2
	日本文化	日本の美術、建築、文学、芸能などの学習を通して、我が国の文化について理解を深めるとともに、日本の文化を尊重し、大切にしようとする態度を育てる。	(1) 日本文化の歴史と特色 (2) 日本の美術と建築 (3) 日本の文学と芸能 (4) 日本の生活文化	1～2
	現代史	我が国の現代の歴史について、国際社会の動向との関連を踏まえて理解を深めるとともに、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に生きる日本人としての能力と態度を育てる。	(1) 国際社会と昭和期の政治 (2) 国際経済の動向と昭和期の日本経済 (3) 進展する国際化と現代日本	1～2

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
公民	時事問題研究	現代社会における時事問題について、自らテーマを設定し、調査し、及び研究することを通して、現代社会に対する客観的な理解を深めさせるとともに、主体的に学習に取り組む能力と態度を育てる。	(1) 文献研究 (2) 調査研究 (3) レポート作成 (4) 研究発表	1～2
数学	生活の数学	日常生活の事象について、基礎的な知識の活用と技能の習熟を図り、数学的に考察し、処理する能力を育てる。	(1) 身の回りの数 (2) 計算処理と図形処理 (3) 関数処理とグラフ (4) 情報の選択 (5) データ処理とコンピュータの利用	1～2
理科	科学史	科学の歴史について、文献調査や観察・実験を行い、科学の果たしてきた役割を総合的に理解させ、創造性や科学的な自然観の育成を図るとともに、科学技術の進歩と人間生活とのかかわりについて理解させる。	(1) 科学史概要 (2) 宇宙観の変遷 (3) 物質観の変遷 (4) 生命観の変遷 (5) 科学技術の進歩 (6) 日本における科学の歩み	1～2
	北海道の自然	北海道の自然についての理解を深めさせるとともに、観察・実験を重視した研究を通して、科学的に探究する能力・態度や自然観を育成し、更に自然と人間生活とのかかわりについて認識させる。	(1) 北海道の自然概要 (2) 北海道の動植物 (3) 北海道の山野と河川・湖沼及び海 (4) 北海道の気象 (5) 北海道の自然と人間のかかわり (6) 課題研究	1～2
	気象	気象についての観測・実験や研究などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに、気象に関する基本的な概念や原理・法則の理解を深め、気象と人間生活とのかかわりについて認識させる。	(1) 気象要素 (2) 天気と天気図 (3) 大気の流れと天気予報 (4) 地域の気象 (5) 生活と気象 (6) 農業と気象 (7) 課題研究	1～2
	天文	天体についての観察・実験や研究などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに、天文や宇宙に関する基本的な概念や原理・法則の理解を深め、科学的な自然観を育成する。	(1) 惑星としての地球 (2) 太陽と月 (3) 太陽系の惑星と衛星 (4) 恒星とその誕生 (5) 銀河系 (6) 銀河 (7) 宇宙の構造と進化 (8) 課題研究	1～2
保健体育	生涯スポーツ	生涯体育・スポーツの重要性を理解させ、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、将来、地域や職場においてスポーツ活動を積極的かつ計画的に実践できる能力と態度を育てる。	(1) 生涯体育・スポーツの知識 (2) スポーツに関する調査・研究 (3) レクリエーションスポーツやニュースポーツの実践 (4) 地域の特徴を生かしたスポーツの実践	2～3

教 科	学校設定科目名	科 目 の 目 標	科 目 の 内 容	標準単位数
			(5) スポーツの創作と実践	
	健康科学	健康に関する総合的な理解を深めさせ、健康問題を科学的にとらえるとともに、自ら進んで健康の増進や体力の向上を図り、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができる能力と態度を育てる。	(1) 身体の構造と機能 (2) ライフスタイルと健康 (3) スポーツと健康 (4) 家庭生活と健康 (5) 運動処方と実践 (6) 救急法の理論と実際	2～4
	発展体育Ⅰ	「体育」の学習の基礎の上に立ち、各種の運動の特性について理解を深めさせ、これらの運動に対するの知識や技能を習得させるとともに、自ら積極的に運動に取り組むことができる能力と態度を育てる。	(1) 器械運動 (2) 陸上競技 (3) 水泳 (4) 武道 (5) ダンス	4～6
	発展体育Ⅱ	「体育」の学習の基礎の上に立ち、球技の特性について理解を深めさせ、これらのスポーツの技能やルールを習得させるとともに、仲間と協力し、作戦や練習を工夫して楽しくゲームができる能力と態度を育てる。	(1) バスケットボール (2) サッカー (3) バレーボール (4) テニス (5) 卓球 (6) バドミントン (7) ソフトボール (8) ハンドボール (9) ラグビー (10) 野球 (11) ゴルフ	4～6
芸 術	ペン習字	硬筆の書写活動を通して、基本的な硬筆書写技能を習得させるとともに、正しい文字観と、書写を愛好する態度を育てる。	(1) 楷書の基本 (2) 行書の基本 (3) 草書の基本 (4) かなの基本 (5) 漢字とかなの調和 (6) 諸文書の様式 (7) 漢字の成り立ちと歴史	1～2
	第九	ベートーベン作曲「第九」交響曲についての総合的な学習を通して、表現の能力を伸ばし、鑑賞の能力を高めるとともに、豊かな感性と音楽文化を尊重する態度を育てる。	(1) ベートーベンの生涯 (2) ベートーベン作曲の交響曲における「第九」の位置付け (3) 「第九」の社会的・文化的背景 (4) 「第九」の歌詞とその内容 (5) 曲想の理解と個性豊かな表現 (6) 合唱における豊かな表現	1～2
	陶芸	陶芸の創造活動を通して、陶芸に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、造形感覚を洗練し、表現と鑑賞の能力を高める。	(1) 陶芸の形式と方法 (2) 陶芸の材料と用具 (3) 陶芸の制作 (4) 陶芸の鑑賞	1～2
外国語	ロシア語	ロシア語を理解し、ロシア語で表現する基礎的な能力を養い、ロシア語で積極的にコ	(1) 発音・音読 (2) 聞き取り (3) スピーチ・対話	4～6

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
		コミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解の基礎を培う。	(4) 読解 (5) 書き取り (6) 作文	
	中国語	中国語を理解し、中国語で表現する基礎的な能力を養い、中国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解の基礎を培う。	(1) 発音・音読 (2) 聞き取り (3) スピーチ・対話 (4) 読解 (5) 書き取り (6) 作文	4～6
	ハングル	ハングルを理解し、ハングルで表現する基礎的な能力を養い、ハングルで積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解の基礎を培う。	(1) 発音・音読 (2) 聞き取り (3) スピーチ・対話 (4) 読解 (5) 書き取り (6) 作文	4～6
	日本語	日本語を理解し、日本語で表現する基礎的な能力を養い、日本語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解の基礎を培う。	(1) 発音・音読 (2) 聞き取り (3) スピーチ・対話 (4) 読解 (5) 書き取り (6) 作文	2～6
農業	生物工学	生物工学に関する専門的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 生物化学実験 (2) バイオテクノロジーと育種 (3) バイオテクノロジーの応用 (4) バイオテクノロジーと環境保全	2～4
	緑地環境	生活環境を理解させ、環境の調査及び緑地の設計、施工などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、緑地環境を管理する能力と態度を育てる。	(1) 自然環境と生活環境 (2) 地域環境の調査 (3) 環境保全と緑地計画 (4) 緑地開発と設計・施工 (5) 緑地環境の管理	2～4
	生活科学	農村における衣食住及び消費生活に関する知識と技術を習得させ、農村生活を科学的・合理的に営む能力と態度を育てる。	(1) 生活と科学 (2) 生活環境と科学 (3) 食生活と科学 (4) 衣生活と科学 (5) 家庭用機器・エネルギーと生活 (6) 流通・消費と生活	2～4
	園芸デザイン	園芸デザインに必要な材料や植物の育成に関する基礎的な知識と技術を習得させ、生活空間に植物を調和させる能力と態度を育てる。	(1) 草花園芸の基礎 (2) 家庭生活に生かせるフラワーデザイン (3) ビジュアルデザイン (4) 装飾技術	2～4
	地形計測	測量に関する基礎的な知識と技術を習得させ、地形計測	(1) 測量の種類 (2) 測量で使われる計算方法	2～4

教 科	学校設定科目名	科 目 の 目 標	科 目 の 内 容	標準単位数
		に必要な基本的な能力と態度を育てる。	(3) 距離測量 (4) 平板測量 (5) 水準測量 (6) 角測量	
	環境農業土木	農業土木設計、農業土木施工及び環境保全に関する知識と技術を習得させ、環境保全の重要性を理解させるとともに、農業土木構造物を実際に設計・施工できる能力と態度を育てる。	(1) 農業土木設計の概要 (2) 農業土木設計製図 (3) 環境保全と土質 (4) 環境農業土木工事の概要 (5) 環境農業土木工事の施工法 (6) 生活環境の保全 (7) 農業土木の環境管理と制御	2～8
工 業	建設機械Ⅰ	建設機械及び土木施工に関する基礎的な知識と技術を、その原理との関連において習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 総説 (2) 建設機械の基礎知識 (3) 建設機械の概要 (4) 建設機械の作業能力の算定 (5) 建設機械の経費の算定 (6) 建設機械の運営管理	2～4
	建設機械Ⅱ	建設機械の整備、試験及び法規に関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 整備と試験の概要 (2) 点検・整備・計測 (3) 整備と試験 (4) 整備工場 (5) 関係法規	2～4
	建設基礎	建築及び土木に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 建設のあらまし (2) 建築のあらまし (3) 土木のあらまし (4) 都市と建設 (5) 測定の基礎	2～4
	メタルクラフト	金属材料の加工方法及びデザインの基礎に関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 金属材料と加工性 (2) 金属の加工方法 (3) デザインの基礎 (4) 加工技術 (5) 仕上げと技術 (6) 保存と修理	2～4
商 業	オフィスオートメーション	オフィスオートメーションに関する基礎的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) オフィス業務の合理化 (2) 文書処理 (3) データ処理 (4) イメージ処理 (5) 情報の伝達 (6) 総合OA演習 (7) オフィスの近代化	3～6
	観光一般	観光に関する基礎的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 観光の意義と成り立ち (2) 観光の要素 (3) 観光事業の役割 (4) 観光事業とマーケティング (5) 観光の開発 (6) これからの観光	2～4
	観光法規	観光実務に必要な法規に関する知識を習得させ、観光業	(1) 経済生活と法 (2) 物及び物産権	2～4

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
		務を適切に処理する能力と態度を育てる。	(3) 契約 (4) 観光資源保護と法 (5) 旅行業、ホテル業その他のサービス業と法 (6) 紛争の防止と解決	
	旅行業務	旅行業の経営や実務的な旅行業務に関する知識を習得させ、旅行業の役割を理解させるとともに、旅行業務を適切に処理する能力と態度を育てる。	(1) 旅行と旅行業務 (2) 旅行業の経営 (3) 旅行商品 (4) 情報社会と旅行業 (5) 旅行業の内容 (6) 国際化と旅行業務	4～6
	広告	広告に関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 広告の概要と機能 (2) 広告メディアの特性 (3) 広告の立案 (4) 広告の作成 (5) 広告に携わる企業 (6) 広告と規制	2～4
	オペレーティングシステム	オペレーティングシステムに関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) オペレーティングシステムの概要 (2) オペレーティングシステムの機能 (3) コンピュータの運用管理と信頼性 (4) セキュリティ対策	2～5
	コンピュータグラフィック	コンピュータグラフィックに関する知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) コンピュータグラフィックの概要 (2) コンピュータを利用したデザインの基礎 (3) コンピュータグラフィックの機能 (4) コンピュータグラフィックの企業活動 (5) マルチメディアと現代社会	2～4
	デザイン実習	制作実習を通して、デザインについての基礎的な知識と技術を習得させ、マーケティング活動に適切に対応するために必要な能力と態度を育てる。	(1) コンピュータグラフィックデザインの基礎 (2) グラフィックアプリケーションの基本 (3) 色彩 (4) レイアウト (5) 印刷 (6) 総合演習	2～5
	データベース	データベースに関する知識と技術を習得させ、データベースの設計及び構築について理解させるとともに、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) データベースの概要と機能 (2) データベースの設計 (3) データベースの構築 (4) データベースシステムの開発 (5) データの管理と安全対策 (6) 情報の収集と活用 (7) データベースと経営活動	2～5
	秘書実務	秘書として必要な知識と技	(1) 秘書の資質	2～4

教 科	学校設定科目名	科 目 の 目 標	科 目 の 内 容	標準単位数
		術を習得させ、秘書の職務を理解させるとともに、正確、敏速に遂行する能力と態度を育てる。	(2) 秘書の職務 (3) 企業経営の基礎 (4) 会話と応接 (5) 会議と文書事務	
	市場調査	市場調査に関する知識と技術を習得させ、市場調査の重要性とその方法について理解させるとともに、市場調査により得られた情報を経営活動に活用する能力と態度を育てる。	(1) 市場調査の意味と必要性 (2) 市場調査の手順 (3) 市場調査の方法 (4) 情報収集の方法 (5) 情報の分析と活用 (6) 市場調査実習	2～4
	簿記演習	簿記や税法に関する知識と技術を習得させ、合理的な会計処理を行うとともに、税を正しく計算し申告する能力と態度を育てる。	(1) 株式会社における記帳 (2) コンピュータを利用した会計処理 (3) 税務会計の基礎 (4) 税の申告と納付 (5) 総合記帳演習	2～4
	文書処理演習	文書の作成や処理をより正確・迅速に行うとともに、質の高い文書情報を作成するための知識と技術を習得させ、合理的な文書処理を行う能力と態度を育てる。	(1) 文書情報の管理 (2) 文書情報の合理的な処理 (3) 文書処理の総合演習 (4) 文書情報と通信	2～4
	コンピュータネットワーク	情報通信に関する専門的な知識と技術を習得させ、ネットワークを活用して、情報を積極的に発信する能力と態度を育てる。	(1) 情報通信 (2) ネットワークシステムの概要 (3) ネットワークの利用と活用	2～4
	ビジネス実務	ビジネスに関する実践的な知識と技術を習得させ、ビジネス活動において柔軟に対応する能力と態度を育てる。	(1) 企業組織と仕事の進め方 (2) 仕事の管理・情報の整理と活用 (3) ビジネスと法律知識 (4) 企業活動とコミュニケーション	2～6
工業及び商業	コンピュータ基礎	コンピュータに関する基礎的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 産業社会とコンピュータ (2) 日本語ワードプロセッサの利用 (3) コンピュータの利用 (4) データ処理 (5) コンピュータの仕組み (6) プログラミング (7) コンピュータの応用 (8) 現代社会とコンピュータ	3～6
水 産	海洋工学	海洋工学に関する基礎的な知識と技術を習得させ、実際に活用する能力と態度を育てる。	(1) 海洋開発 (2) 潜水 (3) マリンスポーツ (4) 海洋衛生	2～6
	水産食品栄養	水産食品を中心とする多種多様な食品の栄養についての基礎的な知識を習得させ、それを基に食品を安全かつ有効に利用し、健康的な食生活を	(1) 栄養と水産食品 (2) 人体の構造と働き (3) 栄養素の代謝 (4) 栄養所要量と日本人の食生活	2～4

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
		営むための能力と態度を養う。	(5) ライフサイクルにおける栄養問題	
家庭	生活デザイン	生活環境のデザインに関する知識と技術を習得させ、快適な生活をデザインする能力と態度を育てる。	(1) デザインの基礎 (2) デザインと色彩配色計画 (3) 環境構成デザイン (4) 服飾デザイン (5) インテリアデザイン (6) デザインと材料 (7) デザインと産業	2～6
	生活教養	我が国の伝統的な礼儀や作法に関する知識と技術を習得させ、国際社会に適切に対応する能力と態度を育てる。	(1) 礼儀作法の意義 (2) 伝統文化と作法 (3) 日常生活におけるエチケット (4) 国際社会におけるマナー	2～4
	社会福祉基礎	社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、福祉活動に応用することのできる能力と態度を育てる。	(1) 社会福祉の考え方と仕組み (2) 社会福祉の歴史 (3) 社会福祉の思想 (4) 外国における社会福祉の動向 (5) 社会福祉の分野	2～4
	社会福祉制度	社会福祉の法制度、施設、事業従事者、サービスなどに関する知識を習得させ、地域の実態に即した社会福祉サービスの向上に寄与する能力と態度を育てる。	(1) 社会福祉の法と制度 (2) 社会福祉施設の種類とサービス内容 (3) 社会福祉事業従事者 (4) 在宅福祉サービス (5) 社会福祉関連の機関と制度	2～4
	老人介護	老人に対する理解を深め、老人介護に関する基礎的な知識と技術を習得させ、介護を適切に行う能力と態度を育てる。	(1) 老人の心と体 (2) 老人介護の在り方 (3) 老人の環境についての介護 (4) 老人の身体についての介護 (5) 老人の行動についての介護	2～4
	社会福祉援助技術	対人援助に関する知識と技術を習得させ、社会福祉の充実に寄与する実践的な能力と態度を育てる。	(1) 対人援助技術の基礎理論 (2) グループワークの基礎理論 (3) ケースワークの実際 (4) グループワークの実際 (5) 手話・点字技術の習得 (6) 福祉機器の種類とその操作 (7) レクリエーションワークの理論と実際 (8) 地域組織方法の理論と実際	2～4
	社会福祉実習	社会福祉に関する知識と技術を、実際の業務の場で活用し、実践する経験を通して、社会福祉に携わる者として必	(1) 視聴覚教材による対象理解 (2) 施設・機関の訪問学習 (3) 社会福祉実習オリエン	2～6

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
		要な能力と態度を育てる。	テーション (4) 配属実習 (5) 実習記録 (6) 実習総括レポートの作成	
	社会福祉演習	社会福祉に関する科目の学習の基礎の上に立ち、主体的に学習する意欲の醸成を図り、その学習方法を習得させ、社会福祉に携わる者として必要な能力と態度を育てる。	(1) 問題の発見、整理及び解決に関する技法・考え方の習得 (2) レポートの作成	2～4
	食文化	地域の気候風土、宗教や風俗・習慣にかかわる食生活についての知識と理解を深めさせるとともに、健康で豊かな食生活を営むことのできる能力と態度を育てる。	(1) 食生活の変遷と食文化 (2) 日本各地の食生活 (3) 世界各地の食生活 (4) 食生活の充実・向上	2～4
理数	環境科学	人間と自然との関係についての理解を深めるとともに、環境に関する事柄を科学的な立場から客観的にとらえ、事実に基づいて的確に判断することのできる能力と態度を育てる。	(1) 資源・エネルギーと科学技術 (2) 自然環境と生態系 (3) 環境汚染と環境保全 (4) 地球環境とその保全	2～3
	郷土の自然	科学的な調査と研究を通して、郷土の自然についての理解と認識を深めるとともに、自然との共存や自然の保護活動について自ら実践する能力と態度を育てる。	(1) 観察や実験の科学的方法 (2) 野外観察と野外実習 (3) 自然との共存と利用 (4) 郷土の自然環境とその保全	1～2
	情報数学	数学の各科目の内容を選択し、それらの学習を基礎として、コンピュータを活用した課題解決学習などにより、事象を数学的に考察し、処理する能力を伸ばす。	(1) 二次関数 (2) 図形と計量 (3) 個数の処理 (4) 確率 (5) いろいろな関数 (6) 図形と方程式 (7) 関数の値の変化 (8) 関数と極限 (9) 微分法 (10) 積分法 (11) 数と式 (12) 平面幾何 (13) 数列 (14) 計算とコンピュータ (15) ベクトル (16) 複素数と複素数平面 (17) 確率分布 (18) 算法とコンピュータ (19) 行列と線形計算 (20) 数値計算 (21) 統計処理	2～4
工芸	工芸概論	生活における工芸の意義を理解させ、創造的な表現と鑑賞の能力と態度を育てる。	(1) 工芸と生活 (2) 工芸の内容 (3) 手工芸と機械工芸（生活	2～4

教科	学校設定科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
			工芸と生産工芸) (4) 環境工芸	
	工芸史	造形とデザインの歴史を技術と文化の関連において理解させ、創造と鑑賞の能力と態度を育てる。	(1) 日本の工芸 (2) 西洋の工芸 (3) 現代の工芸	2～4
	基礎造形	造形の基本となる色彩、形体、材質などの諸要素について感覚を養い、創造的な構想と構成の能力と態度を育てる。	(1) 陶芸 (2) 織物 (3) 金工 (4) 紙工	2～4
	工芸基礎	工芸・工業に使用される材料の諸性質について理解させるとともに、製作に必要な材料、工具、機械などを正しく使用し、適切な方法で製作する能力と態度を育てる。	(1) 材料・乾燥 (2) 加工技術 (3) 木工機械 (4) 接着 (5) 塗装	2～6
	工芸製作Ⅰ	工芸の創造活動を通して、造形体験を豊かにし、表現と鑑賞の能力を伸ばすとともに、木材工芸における基礎的な知識と技術を習得し、生活を豊かにするために工夫する能力と態度を育て、工芸を愛好する心情を養う。	(1) 彫刻の基礎 (2) 集成材 (3) 遊具製作	4～6
	工芸製作Ⅱ	工芸の創造活動を通して、木材工芸の基礎的な知識と製作技術を習得し、生活を豊かにするために工夫する態度と、主体的な工芸の創造活動に対応することのできる能力を育てる。	(1) 樹木 (2) 木工具の使い方 (3) 木工機械の使い方 (4) 機械加工 (5) 吹き付け塗装 (6) 安全	4～6
	工芸製作Ⅲ	工芸の創造活動を通して、環境と木材工芸のかかわりを理解させるとともに、地域環境の特性を考慮した工芸の共同製作活動を通して、身近な生活環境をより良いものにしていく能力と態度を育てる。	(1) 環境デザイン (2) 共同製作	4～6
	工芸製作Ⅳ	工芸の創造活動を通して、表現と鑑賞の能力を一層高めるとともに、工芸についての理解を深め、生徒自ら製作題材を設定し、主体的な創造活動を行う能力と態度を育てる。	卒業製作	4～6
	図法・製図	製図に必要な基礎的な図法を理解させ、形体と図面の関係を明確にし、製図及び読図の能力を高めるとともに、製作の構想を図面に表示し、計画化することのできる能力を育てる。	(1) 図法 (2) 製図基礎 (3) 製図実習	2～6

学校設定教科及び当該教科に関する科目の標準例

学校設定教科名	教 科 の 目 標
産業社会	産業社会や職業生活についての興味・関心を高め、職業の選択決定に必要な能力と態度を養うとともに、自己の充実や生きがいを目指し、産業社会の発展に貢献する意欲と態度を育てる。

学校設定教科名	当該教科に関する科目名	科 目 の 目 標	科 目 の 内 容	標準単位数
産業社会	産業社会と人間	自己の生き方を探求させるという観点から、自己啓発的な体験学習や討論などを通して、職業の選択決定に必要な能力と態度及び将来の職業生活に必要な態度やコミュニケーション能力を養うとともに、自己の実現や生きがいを目指し、生涯にわたって学習に取り組む意欲と態度の育成を図る。	(1) 職業と生活 (2) 我が国の産業の発展と社会の変化 (3) 進路と自己実現	2～6

学校設定教科名	教 科 の 目 標
国際理解	我が国の伝統や文化に対する理解のもとに、諸外国の多様な生活や文化を理解し、尊重する態度を養うとともに、国際社会において主体的に生きることのできる資質と能力を育てる。

学校設定教科名	当該教科に関する科目名	科 目 の 目 標	科 目 の 内 容	標準単位数
国際理解	国際教養	日本と諸外国との生活や文化等について学習し、我が国や北海道に対する理解と認識を深めるとともに、世界の中の日本人としての必要な教養を身に付け、国際人として主体的に考察し、実践する能力と態度を育てる。	(1) 日本と世界の生活と文化 (2) 世界の地域の構成と特色 (3) 日本と世界の環境保全と開発 (4) 国際理解と政治・経済の発展	1～2
	比較文化	日本と諸外国の生活や文化を比較し、諸外国の多様な生活や文化等を理解し、尊重する態度を養うとともに、特に北方圏の諸民族の風俗・習慣・言語等についての学習を通して、北海道の生活や文化等について主体的に考察し、実践する能力と態度を育てる。	(1) 世界の民族と文化圏 (2) 世界の風俗と習慣 (3) 北方圏の諸民族と文化 (4) アイヌ民族の歴史と文化	1～2
	国際ボランティア基礎	国際社会の現状や課題について学習し、国際社会におけるボランティア活動について、基礎的な調査・研究を通して理解と認識を深めるとともに、国際社会に貢献する日本人としての資質や態度を育てる。	(1) 国際社会の現状と課題 (2) 国際ボランティア活動の役割 (3) 国際ボランティア活動の調査・研究 (4) 国際ボランティア活動の課題と展望	1～2

学校設定教科名	教科の目標
総合	生徒の興味・関心等に基づく横断的・総合的な学習を通して、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。

学校設定教科名	当該教科に関する科目名	科目の目標	科目の内容	標準単位数
総合	課題研究	各教科等で身に付けた知識や技能などを、相互に関連付けながら、自ら課題を設定し、その調査、研究活動に主体的、創造的に取り組む能力と態度を育てる。	(1) 課題の設定 (2) 情報の収集・調査・まとめ (3) 報告・発表・討論	2～4

(参考)

学校設定教科・科目一覧

平成12年4月現在

教科名	学校設定科目名	標準単位数	教科名	学校設定科目名	標準単位数
国語	百人一首の世界	1～2	商業	オペレーティングシステム	2～5
	評論研究	2～4		コンピュータグラフィック	2～4
	小説研究	1～2		デザイン実習	2～5
	創作国語	1～2		データベース	2～5
地理歴史	地域研究	1～2		秘書実務	2～4
	日本文化	1～2		市場調査	2～4
	現代史	1～2		簿記演習	2～4
公民	時事問題研究	1～2		文書処理演習	2～4
数学	生活の数学	1～2		コンピュータネットワーク	2～4
理科	科学史	1～2		ビジネス実務	2～6
	北海道の自然	1～2		情報基礎	2～4
	気象	1～2		ビジネス情報基礎	2
	天文	1～2		原価管理	2
保健体育	生涯スポーツ	2～3		ソフトウェア基礎	2～4
	健康科学	2～4		アプリケーションソフト	2～5
	発展体育Ⅰ	4～6		工業及び商業	コンピュータ基礎
	発展体育Ⅱ	4～6	水産	海洋工学	2～6
	地域と体育	2		水産食品栄養	2～4
芸術	ペン習字	1～2	家庭	生活デザイン	2～6
	第九	1～2		生活教養	2～4
	陶芸	1～2		社会福祉基礎	2～4
	DTM	2～4		社会福祉制度	2～4
外国語	ロシア語	4～6		老人介護	2～4
	中国語	4～6		社会福祉援助技術	2～4
	ハングル	4～6		社会福祉実習	2～6
	日本語	2～6		社会福祉演習	2～4
農業	生物工学	2～4	理数	食文化	2～4
	緑地環境	2～4		環境科学	2～3
	生活科学	2～4		郷土の自然	1～2
	園芸デザイン	2～4		情報数学	2～4
	地形計測	2～4		環境保護	2
	環境農業土木	2～8		環境情報処理	3
	環境科学入門	2		野外活動	2
工業	建設機械Ⅰ	2～4	工芸	工芸概論	2～4
	建設機械Ⅱ	2～4		工芸史	2～4
	建設基礎	2～4		基礎造形	2～4
	メタルクラフト	2～4		工芸基礎	2～6
商業	オフィスオートメーション	3～6		工芸製作Ⅰ	4～6
	観光一般	2～4		工芸製作Ⅱ	4～6
	観光法規	2～4		工芸製作Ⅲ	4～6
	旅行業務	4～6		工芸製作Ⅳ	4～6
	広告	2～4		図法製図	2～6

学校設定教科名	当該教科に関する科目	標準単位数
産業社会	産業社会と人間	2～6
国際理解	国際教養	1～2
	比較文化	1～2
	国際ボランティア基礎	1～2
	外国文学	2
総合	課題研究	2～4
	沼田の歴史と文化	3

教高第3117号
平成12年3月31日

各教育局長
各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長
鎌田昌市

学校間連携による学習成果の単位認定について（通知）

このことについて、高等学校教育の個性化・多様化を推進し、学校間相互の連携・交流による生徒の選択履修の機会の拡充や、生徒の個性を生かした主体的な学習の促進を図るため、別記のとおり実施要綱を定めましたので、この制度を活用されるようお願いいたします。

なお、実施に当たっては、校内規定や手続き等を整備するとともに、生徒や保護者に周知するなど、適切に処理されるよう御配意願います。

（生涯学習部高校教育課高等学校指導班）

（生涯学習部高校教育課産業教育指導班）

別記

北海道立高等学校学校間連携実施要綱

(平成12年3月31日教育長決定)

1 目的

この要綱は、北海道立高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。)における学校間連携による学習成果の単位認定(以下「学校間連携」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、高等学校が相互に連携・交流を行い、生徒の選択履修の機会を拡充し、生徒の個性を生かした主体的な学習を促進するとともに、特色ある教育活動の展開及び開かれた学校づくりの推進に資することを目的とする。

2 実施の範囲

学校間連携は、全日制、定時制及び通信制のいずれの課程、普通科、専門学科、総合学科のいずれの学科、並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部との間において実施することができる。

3 学校間連携委員会の設置

(1) 当該生徒が在籍する高等学校(以下「連携実施校」という。)及び当該生徒が教科・科目を受講する高等学校(以下「連携協力校」という。)は、相互に連絡・調整を図るとともに、学校間連携の円滑な推進に必要な事項を協議するため、学校間連携委員会(以下「連携委員会」という。)を設置するものとする。

(2) 連携委員会は、当該高等学校の校長、教頭及び校長が指名する教員で組織する。

(3) 連携委員会の事務を処理するため、当該高等学校のうちから幹事校1校を互選し、幹事校に事務局を置く。

(4) 連携委員会は、次の事項について協議し、実施要項を作成するものとする。

ア 教育課程に関すること

イ 学習成績の評価に関すること

ウ 出席・欠席等の扱いに関すること

エ 生徒指導に関すること

オ その他必要な事項

4 学校間連携合意書

連携実施校の校長と連携協力校の校長とは、前項に定める連携委員会の協議に基づき、別記様式1により学校間連携合意書を取り交わすものとする。

5 学校間連携の届出

(1) 学校間連携の届出については、第3項第3号に定める幹事校の校長が、関係書類を取りまとめの上、別記様式2により、連携を開始する前年度の3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。

(2) (1)の届出には、学校間連携実施計画書(別記様式3)及び4の規定により取り交わした学校間連携合意書の写しを添付すること。

6 教科・科目の単位の認定

(1) 連携協力校の校長は、同校において学校間連携によって学習を行っている生徒の当該

履修教科・科目の学習成績の評価及び単位修得の認定を行い、実施校の校長は、当該履修教科・科目の単位数を実施校の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えるものとする。

(2) (1)の規定に基づき加えることのできる単位数の限度は、学校教育法施行規則第63条の5の規定により、20単位とする。

7 授業の形態

連携協力校における授業は、通常的时间帯に実施する通年方式のほか、特定の期間に集中する集中方式の形態で実施することができるものとする。

8 生徒指導要録上の取扱い

生徒指導要録の各教科・科目の学習の記録については、「備考」の欄に「学校間連携」と記入し、併せて連携協力校名や認定した単位数などを記入する。

9 授業料

学校間連携における履修・修得に係る授業料については、徴収しない。

10 学校事故及び生徒指導上の留意事項

連携協力校の管理下における事故の対応は、連携協力校において行う。ただし、当該事故に関する履修生徒の生徒指導については、連携実施校において行う。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記様式1（日本工業規格A列4番縦型）

学 校 間 連 携 合 意 書

北海道 高等学校、北海道 高等学校
の 校は、次のとおり合意する。

1 事業名、目的及び実施期間は、次のとおりとする。

(1) 事業名 学校間連携による学習成果の単位認定

(2) 事業の目的 生徒の選択履修の機会を拡充し、生徒の個性を生かした主体的な学習を促進するとともに、特色ある教育活動の展開及び開かれた学校づくりに資する。

(3) 実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 学校間連携は、学校間連携委員会で作成した別紙の実施要項に基づいて行う。

平成 年 月 日

学校名 高等学校
校長名 印

学校名 高等学校
校長名 印

別記様式2 (日本工業規格A列4番縦型)

学 校 間 連 携 届

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 高等学校
校長名 印

北海道立高等学校学校間連携実施要綱第5項の規定により、別紙のとおり関係書類を添えてお届けします。

教高第3118号
平成12年3月31日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
関 係 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各市町村立高等学校長) 様

北海道教育委員会教育長
鎌 田 昌 市

学校外における学修の単位認定について（通知）

このことについて、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、学習の選択幅を拡大し、自ら学ぶ意欲の向上を図り、生涯にわたる学習の基礎を培う観点から、別記のとおり指針を定めましたので、通知します。

については、校内規定や手続き等について整備するとともに、生徒や保護者に周知するなどして、適切に実施されるよう御配意願います。

なお、技能審査の成果の単位認定について、その内容を本通知に含めましたので、平成8年3月8日付け教学教3112号通知「技能審査の成果の単位認定の取扱いについて」は、廃止します。

(生涯学習部高校教育課高等学校指導班)

(生涯学習部高校教育課産業教育指導班)

別記

学校外における学修の単位認定に係る指針

(平成12年3月31日教育長決定)

1 単位認定の対象とする学修

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第63条の4第1号に該当する大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修
 - ア 大学又は高等専門学校における科目等履修生、研究生又は聴講生としての学修
 - イ 専修学校の高等課程における学修及び専門課程における科目等履修生又は聴講生としての学修
 - ウ 専修学校が高等課程又は専門課程において高等学校の生徒を対象として行う附帯的教育事業における学修
 - エ 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修
- (2) 施行規則第63条の4第2号に該当する知識及び技能に関する審査で文部大臣が別に定めるものの合格に係る学修
- (3) 施行規則第63条の4第3号に該当するボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修
 - ア ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動に係る学修
 - イ スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果を上げたものに係る学修

2 単位の認定権者

学校外における学修の単位認定は、校長がこれを行う。

3 教育課程上の位置付け

- (1) 対応する教科・科目の増加単位として、あるいは一部又は全部の単位として位置付ける。
- (2) 対応する教科の学校設定科目の増加単位として、あるいは一部又は全部の単位として位置付ける。
- (3) 学校設定教科及び当該教科に関する学校設定科目の増加単位として、あるいは一部又は全部の単位として位置付ける。

4 単位の認定

- (1) 単位として認定できるのは、学校外における学修の成果が高等学校教育の目標や水準に相当するものであると校長が認めた場合とする。
 - ア 1の(2)の学修については、高等学校在学中に受験し、合格した場合に限る。
 - イ 1の(3)のアのボランティア活動に係る学修については、次の条件を満たすものとする。
 - (ア) 計画的、継続的な活動であること。
 - (イ) 公的機関やそれと同等の信頼できる団体等の受入れや仲介のある活動であること。

(ウ) 学校が十分に連携を取ることでできる受入先や仲介先であること。

(エ) 学校が活動の証明を得ることのできる受入先や仲介先であること。

ウ 1の(3)のアの就業体験に係る学修については、次の条件を満たすものとする。

(ア) 報酬を得ることを目的とする活動でないこと。

(イ) 卒業年度の活動については、早期選考を防止する観点から、できる限り6月30日以前に行うこと。

(ウ) 受入先については、就業体験活動に理解があること、生徒の指導監督ができること、信頼のできる評価や活動証明が可能であること、及び安全対策等について十分な配慮ができること。

エ 1の(3)のアのその他これに類する活動に係る学修については、イ又はウに準じる。

オ 1の(3)のイのスポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果を上げたものに係る学修については、次の条件を満たすものとする。

(ア) 部活動等学校の教育活動の一環として行われたものではなく、かつ、次のa、bのうちのいずれかに該当すること。

a 当該活動を主催及び共催する団体が、当該活動により営利等を目的とする団体ではないこと。

b 公的機関が当該活動を主催、共催又は後援していること。

(イ) 活動の規模や水準から見て、成果が顕著なものであると判断できること。

(ウ) 段位や資格の取得を対象として単位を認定する場合には、内容や取得者数などを十分に考慮し、顕著な成果に当たるかを慎重に判断すること。

(エ) 高等学校在学中に成果を上げたものであること。

(2) 単位認定が、制度の趣旨から逸脱したり、当該学校の教育活動に支障を及ぼすものではないこととする。

(3) 学習指導要領に定められたすべての生徒に履修させる各教科・科目は当該学校において履修させることとし、学校外における学修をもってこれに当てることはできないものとする。

(4) 1単位の標準時数は、50分に35を乗じた時間を原則とし、認定できる単位数の上限は、各学校で定めるものとする。ただし、1の(3)のイについては、一つの活動につき2単位を上限とし、在学期間中を通して一つの活動として取り扱うものとする。

(5) 認定できる単位数の限度は、学校教育法施行規則第63条の5の規定により、20単位とする。

(6) 認定された単位は、卒業に必要な単位数に含めることができるものとする。

5 単位認定の手続

(1) 1の(1)の学修

ア 生徒は、主催者、目的、内容、開設期間、時数、修了証書の有無等が記載された書類を校長に提出し、事前に審査を受ける。

イ 校長は、上記の活動を許可する場合には該当する教科・科目名を決定する。

ウ 校長は、生徒の受講後、修了証書や受講証明書等で成果を確認し、単位の認定を行う。

(2) 1の(2)の学修

- ア 対象とする技能審査の級・種別、対応する教科・科目、単位数については、別表を標準とする。
- イ 標準例に示されている技能審査について、その他の級・種別、対応する科目の追加、単位数については、学校、課程・学科の実態等に応じて校長が適切に定めることができるものとする。
- ウ 標準例に示されていない技能審査については、その級・種別、対応する教科・科目、単位数について、学習指導要領の示す目標、内容を踏まえ、校長が適切に定めることができるものとする。
なお、この場合は別記様式により報告すること。

(3) 1の(3)の学修

- ア ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動に係る学修
 - (ア) 生徒は、目的、活動内容、活動場所(受入先)、仲介機関、活動期間等必要な事項を記入した活動計画書等を校長に提出し、事前に審査を受ける。
 - (イ) 校長は、上記の活動を許可する場合には、該当する教科・科目名を決定し、必要な事前指導を行う。
 - (ウ) 校長は、受入先等との十分な連携を図る。
 - (エ) 校長は、活動終了後、「活動報告書」、「活動証明書」等で成果を確認し、単位の認定を行う。
- イ スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果を上げたものに係る学修
 - (ア) 生徒は、活動の成果を証明する資料(賞状や証書など)及び活動の内容や活動を主催する団体に関する資料等を校長に提出し、審査を受ける。
 - (イ) 校長は、活動の内容や規模等を個々に判断して単位を認定する。

6 単位認定の時期

- (1) 対応する教科・科目あるいは学校設定教科・科目の履修以前又は履修期間中に認定しようとする場合は、当該教科・科目の単位の修得を認定する時期とする。
- (2) 対応する教科・科目あるいは学校設定教科・科目の単位修得後に認定する場合は、当該学年や年次の単位の修得を認定する時期などとする。

7 生徒指導要録上の取扱い

(1) 「修得単位数」の欄

- ア 当該教科・科目の一部又は全部の単位として認定する場合は、当該教科・科目の「修得単位数」の欄に記入する。
- イ 当該教科・科目の増加単位として認定する場合、6の(1)については、当該教科・科目の「修得単位数」の欄に加える単位数を含めた単位数を記入し、6の(2)については、単位認定した学年や年次の当該教科・科目の「修得単位数」の欄に加える単位数を記入する。

(2) 「評定」の欄

評定は行わず、単位の認定のみとし、「評定」の欄は空欄とする。ただし、当該教科・科目の増加単位として認定する場合、6の(1)については、当該教科・科目の評定を「評

定」の欄に記入する。

(3) 「備考」の欄

「学校外における学修」と記入し、併せて当該学年や年次、認定した単位数、学修の種類、内容などを記入する。

8 指導上の留意点

- (1) 実施に当たっては、生徒及び保護者に本制度の趣旨や内容、単位認定の基準等について十分説明すること。
- (2) 生徒に対しては、オリエンテーションの実施、申請書及び計画書の作成やレポートの提出など適切な指導を行うこと。
- (3) 単位認定に当たっては、受入先等と事前に協議を行い、協定を結ぶなどして、円滑な準備を行うこと。

別表

対象となる技能審査の標準例

注意 同一の枠内に表記してあるものは、同一または類似した分野で類似した水準であることを示す。

(1) 国語

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
日本漢字能力検定	日本漢字能力検定協会	2級	2単位	国語Ⅰ 現代語

(2) 芸術

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
硬筆書写技能検定	日本書写技能検定協会	2級	1単位	書道Ⅰ
毛筆書写技能検定	日本書写技能検定協会	2級	2単位	書道Ⅰ 書道Ⅱ 書道Ⅲ

(3) 外国語

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
実用英語技能検定	日本英語検定協会	2級	3単位	英語Ⅰ 英語Ⅱ オーラルコミュニケーションA
実用英語技能検定	日本英語検定協会	準2級	2単位	オーラルコミュニケーションB オーラルコミュニケーションC
実用フランス語技能検定	フランス語教育振興協会	2級	3単位	フランス語

(4) 家庭

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
全国高等学校家庭科被服制作技術検定	全国高等学校家庭科教育振興会	1級和服	各種	被服 被服製作 家庭一般 生活一般 生活技術
		1級洋服	2単位	
全国高等学校家庭科食物調理技術検定	全国高等学校家庭科教育振興会	1級	2単位	食物 調理 家庭一般 生活一般 生活技術
全国高等学校保育技術検定	全国高等学校家庭科教育振興会	1級	2単位	保育原理・技術 小児保健 課題研究
毛糸編物技能検定	財団法人日本編物検定協会	2級	2単位	手芸 被服 課題研究
レース編物技能検定	財団法人日本編物検定協会	2級	2単位	手芸 被服 課題研究
家庭料理技能検定	学校法人香川栄養学園	2級	2単位	食物 調理 課題研究

(5) 農 業

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
毒物劇物取扱責任者	厚生省		2 単位	作物 栽培環境 野菜 果樹 草花 生活園芸 食品化学
危険物取扱者	自治省	乙種 (1類～ 6類)	各類 1 単位	作物 栽培環境 野菜 果樹 草花 生活園芸 農業機械 林業土木 林産加工 飼料 食品化学 食品製造機器
ボイラ技士	労働省	2 級	1 単位	栽培環境 野菜 果樹 草花 食品製造 食品製造機器
大型特殊自動車運転免許	総理府		2 単位	作物 畜産 飼料 農業機械 林業土木 農業土木施工 造園施工・管理
園芸装飾技能士	労働省	3 級	2 単位	草花 生活園芸
測量士	建設省		4 単位	測量 農業土木施工 造園施工・管理
測量士補	建設省		3 単位	測量 農業土木施工 造園施 工・管理
公害防止管理者	通商産業省	騒音 振動 粉じん 大気 水質	各種 2 単位	栽培環境 畜産 林産加工 農業土木施工 食品製造 食品化学 応用微生物 食品製造機器
高压ガス製造保安責任者	通商産業省	第三種冷 凍機械	1 単位	食品製造 食品製造機器 食品流通
情報処理技術者	通商産業省	2 種	3 単位	農業情報処理
簿記能力検定	全国経理学校協会	1 級	4 単位	農業経営 林業経営
簿記検定	日本商工会議所	2 級	3 単位	農業会計
簿記能力検定	全国経理学校協会	2 級	2 単位	
小売商（販売士）検定	日本商工会議所	2 級	2 単位	食品流通
ワープロ技士	労働省	2 級	2 単位	農業情報処理 農業経営
ワープロ実務検定	全国商業高等学校協会	2 級		林業経営
文書処理能力検定	全国経理学校協会	2 級		
土木施工技術者	建設省		4 単位	農業土木設計 農業土木施工 農業水利
計算技術検定	全国工業高等学校長協 会	1 級 2 級	2 単位 1 単位	総合実習

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能者	労働省		各種 1 単位	林業土木 農業土木施工 造園施工・管理
車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能者				
車両系建設機械（解体用）運転技能者				
浄化槽管理士	厚生省		1 単位	畜産 農業土木設計 農業土木施工 食品製造
クレーン運転士	労働省		各種 1 単位	農業機械 林業土木 農業土木施工 造園施工・管理
移動式クレーン運転士				
デリック運転士				
造園施工技術者	建設省		4 単位	造園計画 造園緑化材料 造園施工・管理
造園技能士	労働省	3 級	3 単位	造園計画 造園緑化材料 造園施工・管理
造園技術検定	全国農業高等学校長協会	1 種	3 単位	造園計画 造園緑化材料 造園施工・管理
学校農業クラブ級位検定	日本学校農業クラブ連盟	特級位	2 単位	総合実習

(6) 工業

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
浄化槽管理士	厚生省		1 単位	土木施工 土木計画 化学工業安全
情報処理技術者	通商産業省	2 種	3 単位	情報技術基礎 電子情報技術 プログラミング技術 ハードウェア技術
電気工事士	通商産業省	一種	2 単位	実習 電気基礎 電気機器 電力技術 設備施工 電子基礎
電気工事士	通商産業省	二種	2 単位	実習 電気基礎 電気機器 電力技術 設備施工 電子基礎
公害防止管理者	通商産業省	騒音 振動 粉じん 大気 水質	各種 2 単位	土木計画 工業化学 化学工業 化学システム技術 化学工業安全 環境工学 環境保全 材料加工 セラミック技術

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
電気主任技術者	通商産業省	三種	6 単位	電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電力応用
高圧ガス製造保安責任者	通商産業省	第三種冷 凍機械	1 単位	設備計画 空気調和設備 設備施工
火薬類取扱責任者	通商産業省		2 単位	土木施工 土木計画 工業化学
自動車整備士	運輸省	3 級	2 単位	原動機 自動車工学 自動車整備
工事担任者	郵政省	アナログ3種	2 単位	電子技術 電子回路 通信技術
工事担任者	郵政省	デジタル2種	3 単位	電子技術 電子回路 通信技術
陸上特殊無線技士	郵政省	2 級	1 単位	電気基礎 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術
アマチュア無線技士	郵政省	2 級	1 単位	電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術
ボイラ技士	労働省	2 級	2 単位	原動機 設備計画 空気調和設備 設備施工 衛生・防災設備 化学工学 化学工業安全 材料製造技術 工業管理技術 化学システム技術
酸素欠乏危険作業主任者	労働省		2 単位	土木施工 土木計画
車両系建設機械（基礎工 事用）運転技能者	労働省		各種 1 単位	実習 土木施工
車両系建設機械（整地・ 運搬・積込み及び掘削 用）運転技能者				
車両系建設機械（解体用） 運転技能者				
クレーン運転士	労働省		各種 1 単位	実習 土木施工
移動式クレーン運転士				
デリック運転士				
測量士	建設省		4 単位	実習 測量
測量士補	建設省		3 単位	実習 建築施工 測量
土木施工技術者	建設省		5 単位	土木施工 土木設計 水理 土質力学 土木計画

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
建築施工技術者	建設省		5 単位	建築構造 建築設計 建築施工
管工事施工技術者	建設省		5 単位	設備計画 空気調和設備 衛生・防災設備 設備施工
電気工事施工技術者	建設省		5 単位	電気基礎 電力技術 電子技術 電力応用
下水道管理技術者	建設省		3 単位	土木施工 土木設計 水理 土質力学 土木計画
危険物取扱者	自治省	乙種 4 類	1 単位	設備計画 衛生・防災設備 工業化学 化学工業 化学システム技術 化学工業安全 環境保全 セラミック技術
		乙種 (1 類～ 3 類) 及び 乙種 (5 類～ 6 類)	すべてを取得 して 2 単位	
消防設備士	自治省	乙種 1 類	1 単位	建築計画 設備計画 衛生・防災設備 設備施工 電子基礎 電気基礎
		乙種 (2 類～ 4 類)	すべてを取得 して 1 単位	
情報技術検定	全国工業高等学校長協会	1 級	2 単位	電子技術基礎 電子情報技術 プログラミング技術 ハードウェア技術 情報技術基礎
計算技術検定	全国工業高等学校長協会	1 級	1 単位	工業数理
基礎製図検定	全国工業高等学校長協会		1 単位	製図 デザイン技術
機械製図検定	全国工業高等学校長協会		1 単位	製図 デザイン技術
トレース技能検定	実務技能検定協会	2 級	1 単位	製図
ラジオ・音響技能検定	実務技能検定協会	2 級	1 単位	工業基礎 電子技術 通信技術
デジタル技術検定	実務技能検定協会	3 級	1 単位	情報技術基礎 計測・制御 電子計測制御
レタリング技能検定	実務技能検定協会	3 級	1 単位	製図 デザイン技術 課題研究
工業英語能力検定	日本工業英語協会	4 級	1 単位	工業英語

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
画像情報技能検定CG部門	画像情報教育振興協会	3級	1単位	情報技術基礎 製図

(7) 商業

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
商業経済検定	全国商業高等学校協会	1級	3単位	流通経済 マーケティング
商業経済検定	全国商業高等学校協会	2級	2単位	商業経済 経営 商業法規
小売商（販売士）検定	日本商工会議所	1級	4単位	流通経済 マーケティング
小売商（販売士）検定	日本商工会議所	2級	3単位	商品 商業経済 商業法規
小売商（販売士）検定	日本商工会議所	3級	2単位	経営
秘書技能検定	実務技能検定協会	準1級	3単位	流通経済 総合実践
秘書技能検定	実務技能検定協会	2級	2単位	課題研究 文書処理
簿記検定	日本商工会議所	1級	5単位	簿記 工業簿記 会計
簿記能力検定	全国経理学校協会	上級		
簿記実務検定	全国商業高等学校協会	1級	工業簿記 2単位 会計 2単位	
簿記能力検定	全国経理学校協会	1級	4単位	
簿記検定	日本商工会議所	2級	3単位	
簿記実務検定	全国商業高等学校協会	2級	2単位	
簿記能力検定	全国経理学校協会	2級		
北海道簿記実務検定※	北海道産業教育振興会	2級		
情報処理技術者	通商産業省	2種	4単位	情報処理 プログラミング
情報処理検定	全国商業高等学校協会	1級	3単位	情報管理 経営情報
情報処理能力検定	全国経理学校協会	1級		
情報処理検定	全国商業高等学校協会	2級	2単位	
情報処理能力検定	全国経理学校協会	2級		
システムアドミニストレータ	通商産業省		4単位	情報処理 プログラミング
コンピュータ利用技術検定	全国商業高等学校協会	1級	3単位	
コンピュータ利用技術検定	全国商業高等学校協会	2級	2単位	
珠算検定	全国珠算教育連盟	段位	4単位	計算事務
珠算実務検定	全国商業高等学校協会	1級	3単位	
北海道珠算実務検定※	北海道産業教育振興会	1級		
珠算検定	全国珠算教育連盟	1級		
電卓検定	全国商業高等学校協会	1級		
北海道珠算実務検定※	北海道産業教育振興会	2級	2単位	
珠算実務検定	全国商業高等学校協会	2級		
珠算検定	全国珠算教育連盟	2級		
電卓検定	全国商業高等学校協会	2級		

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
日本語文書処理検定	日本商工会議所	1級	4 単位	情報処理 文書処理
英文タイプライティング技能検定	日本商工会議所	Bクラス		
ワープロ実務検定	全国商業高等学校協会	1級	3 単位	
日本語文書処理検定	日本商工会議所	2級		
北海道ワープロ実務検定※	北海道産業教育振興会	1級		
英文ワープロ実務検定※	全国商業高等学校協会	1級		
英文タイプライティング技能検定	日本商工会議所	Cクラス		
ワープロ実務検定	全国商業高等学校協会	2級	2 単位	
日本語文書処理検定	日本商工会議所	3級		
北海道ワープロ実務検定※	北海道産業教育振興会	2級		
英文ワープロ実務検定※	全国商業高等学校協会	2級		
英文タイプライティング技能検定	日本商工会議所	Dクラス		
英語検定	全国商業高等学校協会	1級	3 単位	英語実務又は英語の各科目
英語検定	全国商業高等学校協会	2級	2 単位	
商業英語検定	日本商工会議所	Dクラス		

※印のついた検定は、平成11年度までに廃止されたものである。

(8) 水産

技能審査の種類	主催者	級・種別	単位数	対応科目
高压ガス製造保安責任者	通商産業省	第三種冷凍機械	1 単位	水産工学
工事担任者	郵政省	アナログ3種	2 単位	通信工学 通信技術 電気通信理論 水産情報技術
工事担任者	郵政省	デジタル2種	3 単位	通信工学 通信技術 電気通信理論 水産情報技術
陸上特殊無線技士	郵政省	二級	1 単位	通信工学 通信技術 電気通信理論 水産情報技術
アマチュア無線技士	郵政省	二級	1 単位	通信工学 通信技術 電気通信理論 水産情報技術
ボイラ技士	労働省	2 級	1 単位	水産工学
危険物取扱者	自治省	乙種 (1 類～ 6 類)	各類 1 単位	船用機関 水産工学
栽培漁業技術検定	全国水産高等学校長協会	2 種	2 単位	栽培漁業 水産一般 漁場環境
栽培漁業技術検定	全国水産高等学校長協会	1 種	2 単位	栽培漁業 水産一般 漁場環境
潜水技術検定	全国水産高等学校長協会	初級	2 単位	水産一般 総合実習 課題研究
潜水技術検定	全国水産高等学校長協会	中級	1 単位	水産一般 総合実習 課題研究
潜水技術検定	全国水産高等学校長協会	上級	2 単位	水産一般 総合実習 課題研究
情報通信技術検定	全国水産高等学校長協会		2 単位	水産情報処理 水産情報技術
小型船舶操縦士	運輸省	1～4 級	複数級を取得 しても 1 単位	操船
公害防止管理者	通商産業省	騒音 振動 粉じん 大気 水質	各種 1 単位	漁場環境 水産食品製造 水産食品化学 水産工学
小売商（販売士）検定	日本商工会議所	2 級	2 単位	水産経済 水産食品流通
ワープロ実務検定	全国商業高等学校協会	2 級	2 単位	水産情報処理
日本語文書処理検定	日本商工会議所	3 級		

別記様式

認定した技能審査のうち、別表に示されていない技能審査の種類等について

_____ 高等学校

技能審査の種類	主 催 者	級・種別	単 位 数	対 応 科 目

※ 技能審査の実施要項等があれば、2部添付すること。

学校外における学修等の単位認定一覧

制 度	根 拠 規 定	制 度 の 概 要
① 海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第61条の2	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（30単位まで）
② 学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第63条の3	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 (②～⑤を合わせて20単位まで)
③ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第63条の4第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて20単位まで)
④ 技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第63条の4第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の合格に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて20単位まで)
⑤ ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第63条の4第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 (②～⑤を合わせて20単位まで)
⑥ 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第45条の2 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学修を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 (卒業に必要な単位数の2分の1以内)
⑦ 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第9条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

高等学校学習指導要領の移行措置の概要

	平成12年4月1日からの移行措置	平成14年1月1日からの移行措置
学校規則関係 教育関係 法施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程に総合的な学習の時間を加えて編成できるようにしたこと。 ○ 高等学校において学校設定教科・科目を設けることができるようにしたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校の卒業に必要な修得総単位数を74単位以上に改めたこと。
高等学校 学習指導要領 関係	<p>【総 則】</p> <p>(1) 教育課程編成の一般方針等 教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び特別活動の授業時数等、教育課程編成に当たって配慮すべき事項並びに指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項については、新学習指導要領における生きる力の育成など教育課程編成の一般方針、各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数等(全日制の課程の週当たりの授業時数、総合的な学習の時間の授業時数を除く。)並びに教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項によることとしたこと。</p> <p>これにより、具体的には、次のような事項が実施されること。</p> <p>ア 授業の1単位時間については、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。</p> <p>イ 職業教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、その時間数を各教科・科目の実習時間数の合計の10分の7以内とする現行の上限によることを要しないこと。</p> <p>ウ 教育課程の実施等に当たっては、配慮事項として示されているガイダンスの機能の充実、個に応じた指導の充実、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的な活用、家庭や地域社会との連携、学校間の連携や交流など開かれた学校づくりの推進などに十分留意すること。</p> <p>(2) 学校設定教科・科目 学習指導要領に定める教科・科目以外の教科・科目を設ける場合、名称、目標、内容、単位数等については、各学校が定めることとし、これらの教科・科目の総称を「学校設定科目」、「学校設定教科」とした。</p> <p>(3) 総合的な学習の時間 総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成する場合には、新学習指導要領総則第4款の1から5の(2)までの規定によるとともに、授業時数については、移行期間中は、卒業までに35～210単位時間の範囲内で各学校において定めることとしたこと。</p> <p>【各教科等】</p> <p>(1) 保健体育、芸術、体育、音楽及び美術の各教科に属する科目の指導に当たっては、その全部又は一部について新学習指導要領によることができるようにしたこと。 ただし、必修科目など各教科・科目の単位数は、移行期間中も現行学習指導要領によること。</p> <p>(2) 農業、工業、商業、水産及び看護に関する各学科における原則履修科目を削減したこと。 なお、これは、平成12年度の1年次の入学生から段階的に適用されるものであること。</p> <p>(3) 特別活動の指導に当たっては、新学習指導要領によることとしたこと。</p>	<p>(1) 卒業までに履修させる単位数及び卒業に必要な修得総単位数を、74単位以上に改めたこと。</p> <p>(2) 専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数を、25単位以上に改めたこと。</p> <p>(3) 全日制の課程(単位制の課程を除く。)における週当たりの標準授業時数を、30単位時間に改めたこと。</p> <p>(4) 総合学科においては、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設けるものとしたこと。</p>

(新しいカリキュラムの実施スケジュール)

					平成14年度から完全学校週5日制を実施			
年 度	10(1998)	11(1999)	12(2000)	13(2001)	14(2002)	15(2003)	16(2004)	17(2005)
小学校 学習指導要領	告示 12月	趣 旨 徹 底 教 科 書 作 成 移行措置実施			実 施 4月	→		
中学校 学習指導要領	告示 12月	趣 旨 徹 底 教 科 書 作 成 移行措置実施			実 施 4月	→		
高等学校 学習指導要領	告示 3月	趣 旨 徹 底 教 科 書 作 成 移行措置実施			実 施 4月	15年度新入生から段階的に実施 →		
盲学校、聾学校 及び養護学校 教育要領・ 学習指導要領	告示 3月	それぞれの部ごとに上記に準じて実施 →						